石川県小口零細融資制度要綱

1　目的

この制度は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するために設定された、責任共有制度の対象外の「小口零細企業保証制度」を活用し、県内零細企業者及び県内零細創業者に必要な事業資金の供給の円滑を図り、もって県内零細企業の体質強化、経営安定に資すること、及び零細企業の開業を促進することを目的とする。

2　融資対象

次に掲げるいずれかに該当するものとして、商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会（以下「商工会議所等」という。）が認定したものを対象とする。ただし、石川県中小企業団体中央会の認定は、(1)に該当する組合に係るものに限る。

(1) 零細分

次に掲げる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者

① 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号　以下「政令」という。）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、政令で定める以下の業種に属する事業を行うもの。

ア 宿泊業　20人

イ 娯楽業　20人

③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの

④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの

⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記①から⑤までに掲げるものを除く。）

(2) 創業者支援分

原則として、県内に居住している事業を営んでいない個人が、県内で新たに(1)に掲げた中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者として開業する場合（開業後1年未満の者を含む。）であって、①及び②のいずれにも該当するもの。

①次のいずれかに該当するもの

ア 1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

ウ 事業所の賃貸契約の締結又は会社の設立等、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであるもの

② 許認可等を必要とする事業を開始しようとする場合には、当該許認可等を受けているもの、又は受けることが確実と見込まれるもの

(3) 女性・若者・シニア創業者支援分

上記（2）のうち、女性、29 歳以下又は 55 歳以上の者による開業

(4) 過疎地域創業者支援分

上記(2)のうち、事業の主たる実施場所が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項、第3条第1項、2項、第41条第1項、2項、3項、第42条、第43条に規定する過疎地域又はこれに準ずる地域として知事が認めた地域であるもの

(5) 中東情勢対応分

上記(1)のうち、次の要件のいずれかに該当するもの (注1)

① 最近1か月間の売上高、売上総利益率又は売上高営業利益率(以下「売上高等」という。)が前年同月の売上高等と比較して3%以上減少していること。

② 中東情勢の影響により、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあること。

3 資金の使途

(1) 零細分、創業者支援分、女性・若者・シニア創業者支援分、過疎地域創業者支援分

事業資金とする。

(2) 中東情勢対応分

経営の安定に必要な運転資金とする。

4 融資条件

(1) 融資限度額等

融資の最高限度額は、2,000万円とする。ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の融資に限る。

(2) 融資期間

① 零細分、創業者支援分、女性・若者・シニア創業者支援分、過疎地域創業者支援分

設備資金については、7年以内(うち据置は1年以内)とする。

運転資金については、5年以内(うち据置は1年以内)とする。

② 中東情勢対応分

7年以内(うち据置は1年以内)とする。

(3) 融資利率

別途、知事が定める。

(4) 担保

原則として、無担保とする。

(5) 保証人

石川県信用保証協会の所定の扱いによる。

(6) 償還方法

原則として、元金均等償還とする。

5 信用保証

すべて石川県信用保証協会の保証付きとする。

6 認定の手続等(中東情勢対応分は除く)

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、商工会議所等に提出するものとする。

7 融資の申込手続

① 零細分、創業者支援分、女性・若者・シニア創業者支援分、過疎地域創業者支援分

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第2)に、この要綱及び石川県制度金融通則5に定める商工会議所等の認定書(写し)を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

② 中東情勢対応分

当該制度の認定手続きを不要とし、融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第4)の写しを取

扱金融機関経由で石川県信用保証協会に申し込むものとする。

８　取扱期間

2の⑸に規定する中東情勢対応分の取扱期間は、令和8年6月19日から令和9年3月31日までとする。

注1：令和8年3月23日から令和8年6月18日までに中東情勢の影響を理由に石川県信用保証協会の保証付き融資（県の制度融資以外の金融機関の保証付き融資を含む。）を利用（保証申し込み）したものであって、「2融資対象」に該当するものについては、本制度による借換を可能とする。

（別記様式第１）

年　　月　　日

（商工会議所・商工会・石川県中小企業団体中央会）

様

所 在 地
（住　所）
企 業 名
代表者名

石川県小口零細融資（零細分）に係る融資対象者の認定申請書

石川県小口零細融資制度要綱に基づき、小口零細融資（零細分）の対象要件に該当するものとして認定を受けたいので別紙のとおり申請します。

石川県小口零細融資（零細分）に係る融資対象者の認定書

上記については、石川県小口零細融資制度要綱２の（１）零細分の対象要件に該当するものとして認定します。

年　　月　　日

（商工会議所・商工会・石川県中小企業団体中央会）

（注意事項）
この認定を受けた後、取扱金融機関への借入れ申込み及び融資審査並びに石川県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。

（別紙の記載事項）

事　業　計　画　書

1　概要

申込人	所在地						
	企業名 （氏名）				業　種		
	従業員数	常時雇用　　人（男　　人、女　　人） 臨時雇用　　人（男　　人、女　　人）			電　話 ＦＡＸ		
資金使途	運転 設備 運設	融　資 希望額	千円	融資期間 （据置）	カ月 （　　カ月）	融　資 希望日	年　月　日
返済方法	年　　月　　日から毎月　　日に　　円ずつ　　回返済 （ただし、初回・最終回　　円）						
その他条件							

2　運転資金の内容

区分	項　　目	金　　額	備　　考
	小　　計	千円	
	小　　計		
	小　　計		
合　　計			

（注）　区分ごとに該当する経費の明細を記入のこと。

3　設備投資の内容（設備投資がある場合）

項　　目	数　　量	金　　額	内　　訳
		千円	
合　　計			

4　資金調達計画

区　　分	金　　額	金　融　機　関	借入予定年月日
当該借入金	千円		
その他借入金			
自己資金			
そ　の　他			
合　　計			

（添付資料）

1　過去２事業年度の決算書の写し
2　所要資金の根拠資料（見積書、カタログ等）
3　商業登記簿謄本（法人の場合）
4　建物平面図等（設備資金がある場合）
5　その他商工会議所等が必要と認めて指示する書類

（別記様式第２）

年　　月　　日

（商工会議所・商工会）

様

所 在 地
（住　所）
企 業 名
代表者名

石川県小口零細融資に係る融資対象者の認定申請書

石川県小口零細融資制度要綱に基づき、小口零細融資（創業者支援分／女性・若者・シニア創業者支援分／過疎地域創業者支援分）の対象要件に該当するものとして認定を受けたいので別紙のとおり申請します。

石川県小口零細融資に係る融資対象者の認定書

上記については、石川県小口零細融資制度要綱２の（(2)創業者支援分／(3)女性・若者・シニア創業者支援分／(4)過疎地域創業者支援分）の対象要件に該当するものとして認定します。

年　　月　　日

（商工会議所・商工会）

（注意事項）
　この認定を受けた後、取扱金融機関への借入れ申込み及び融資審査並びに石川県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。

（別紙の記載事項）

事　業　計　画　書

1　申請者の概要

氏　名		生年月日	年　月　日（　　歳）
		性　　別	男　・　女
住　所		電　　話 ＦＡＸ	
	旧住所 (移住者の場合)	（転入日：　　年　　月　　日）	
経　歴			

ア又はイのいずれか該当するものを○で囲むこと。

1　信用保証協会に対する求償債務者又はその連帯保証人になって	ア　い　る　イ　いない
2　現在、差押、仮差押、破産、再生、会社整理、競売等の法的手続きを受けて	ア　い　る　イ　いない
3　現在、公租公課を滞納して	ア　い　る　イ　いない
4　現在、銀行取引停止処分を受けて	ア　い　る　イ　いない
5　これまで事業を営んだ経験が	ア　あ　る　イ　な　い
6　現在、他に事業を営んで （※創業内容以外に既に事業所得がある場合や、他の法人代表者である場合はアを選択）	ア　い　る　イ　いない

2　事業の概要

開業(予定)年月		年　　月	資本金	(法人のみ)	千円
開業(予定)場所					
業　　種					
従　業　員		常時雇用　　人（男　　人、女　　人） 臨時雇用　　人（男　　人、女　　人）　　計　　人			
許　認　可		取得済・申請中	名　　称	番　　号	年　月　日
事業計画の概要	事業計画				
	生産(販売)計画	月間 年間			
	主要製品（商品名）				
	主たる取引先（販売先）				

3 開業資金及びその調達方法（開業前であって、創業・再挑戦計画書を提出する場合は記入不要）

開業資金			調達方法		
内訳		金額	内訳		金額
設備資金		千円	自己資金		千円
			本資金希望額		
運転資金			金融機関等からの借入金		
			その他		
合計			合計		
本資金借入予定金融機関名（支店名）					

4 収支計画（開業後３年間の見込額）

	内訳	1年目	2年目	3年目
売上等		千円	千円	千円
	計 A			
経費等				
	計 B			
差	A － B			

5 石川県移住創業者利子補給金の対象要件 （ 該当 ・ 非該当 ）

（添付資料）

1 住民票（法人の場合は、商業登記簿謄本及び代表者の住民票）
2 所要資金の根拠資料（見積書、カタログ等）
3 許認可書等の写し又は取得見込みを証する書類（許認可等を必要とする業種を開業する者に限る。）
4 石川県信用保証協会に提出する予定の「創業・再挑戦計画書」の写し（開業前の場合）
5 試算表（開業後の場合）
6 移住創業者利子補給金認定申請書（石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱第３条の要件に該当する者）
7 その他商工会議所等が必要と認めて指示する書類

（別記様式第３）

年　　月　　日

（金融機関）
様

所 在 地
（住　所）
企 業 名
代表者名

石川県小口零細融資借入申込書

上記資金の借入れをしたいので、石川県小口零細融資制度要綱に基づき、認定書（写し）を添付して下記のとおり申し込みます。

記

申込金額　　金　　円

ただし、（零細分／創業者支援分／女性・若者・シニア創業者支援分／過疎地域創業者支援分）として

資金内訳　　設備資金　金　　円
　　運転資金　金　　円

償還方法　　分　割（　　カ月）

保 証 人　（住所、氏名、職業）

（別記様式第４）

年　　月　　日

（金融機関）
様

所 在 地
（住　所）
企 業 名
代表者名

石川県小口零細融資（中東情勢対応分）借入申込書

上記資金の借入れをしたいので、石川県小口零細融資制度要綱に基づき、（別紙の記載事項）を添付して下記のとおり申し込みます。

記

申込金額　　金　　円

償還方法　　分　　割　　（　　カ月）
　　うち据置期間　（　　カ月）

保 証 人　（住所、氏名、職業）

（別紙の記載事項）

1　売上げ等の状況

⑴～⑵のうち該当する項目の数字を○で囲み、当該項目を記入すること。

⑴　売上高等が減少している。

〔 売上高 ・ 売上総利益率 ・ 売上高営業利益率 〕の減少率　　％

※上記の売上高等のうち該当する項目を○で囲む

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \geqq 3 \ \%$$

A：申込み時点における最近１カ月間の売上高等 年　　月　　千円、％ B：Aの期間に対応する前年１カ月間の売上高等 年　　月　　千円、％

⑵　中東情勢の影響により、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがある。

（中東情勢の影響を具体的に記入してください。）

（注）１　いずれの場合においても、直近の決算書２期分（写し）を添付すること。

２　⑴を選んだ場合においては、売上高等を証明する書類（当該月の試算表・売上台帳等）を添付すること。

３　⑵を選んだ場合においては、内容に応じて説明資料を添付すること。

（別記様式第５）

年　　月　　日

石川県知事　　様

（金融機関名）

石川県小口零細融資（零細分）実行通知書

<table>
<tr><td>企 業 名
（組合名）</td><td></td><td>所 在 地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者名</td><td></td><td rowspan="3">業　　種</td><td colspan="2" rowspan="3">1 製造業　　2 建設業
3 卸小売業　　4 飲食業
5 運送業　　6 サービス業
7 その他（　　）</td></tr>
<tr><td>資 本 金</td><td>（法人のみ）
円</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td>（主要取扱品目等具体的に）</td></tr>
<tr><td colspan="3">融資実行金額　　円
（内　訳　　設備資金　　円
運転資金　　円）</td><td>融資利率</td><td>％</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="4">年　　月　　日　～　　年　　月　　日（　　年　　カ月間）</td></tr>
<tr><td>うち
据置期間</td><td colspan="4">年　　月　　日　～　　年　　月　　日（　　年　　カ月間）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="4">年　　月　　日から　　毎月ごとに
ごとに　　円返済</td></tr>
<tr><td>担　　保</td><td>有　・　無</td><td>信用保証</td><td colspan="2">有（必須）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4">（資金の使途を具体的に記入して下さい。）

認定商工会議所等名
認定年月日　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

（注）１ 本店でとりまとめのうえ送付すること。
　　２ 標記の融資制度で該当するものを○で囲むこと。

取扱支店名	

（別記様式第６）

年　　月　　日

石川県知事　　様

（金融機関名）

石川県小口零細融資実行通知書

（創業者支援分
女性・若者・シニア創業者支援分
過疎地域創業者支援分）

氏　　名 （企業名）		所在地	（事業の実施場所：　　）
代表者名 （性別・年齢）	（　男・女　　歳）	業　　種	1 製造業　2 建設業 3 卸小売業　4 飲食業 5 運送業　6 サービス業 7 その他（　　）
資本金	（法人のみ） 円		
業務内容	（主要取扱品目等具体的に）		

融資実行金額　　円 （内訳　設備資金　　円 運転資金　　円）	融資利率 ％

融資期間	年　月　日 ～　年　月　日（　年　カ月間）		
うち据置期間	年　月　日 ～　年　月　日（　年　カ月間）		
償還方法	年　月　日から　毎月ごとに／ごとに　円返済		
担　　保	有　・　無	信用保証	有（必須）
備　　考	（資金の使途を具体的に記入して下さい。） 認定商工会議所等名 認定年月日　年　月　日 移住創業者利子補給金 （該当　・　非該当）		

（注）１ 本店でとりまとめのうえ送付すること。
　　２ 標記の融資制度で該当するものを○で囲むこと。

取扱支店名	

（別記様式第７）

年　　月　　日

石川県知事　　様

（金融機関名）

石川県小口零細融資（中東情勢対応分）実行通知書

<table>
<tr><td>企 業 名
（組合名）</td><td></td><td>所 在 地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者名</td><td></td><td rowspan="3">業　　種</td><td colspan="2" rowspan="3">1 製造業　　2 建設業
3 卸小売業　　4 飲食業
5 運送業　　6 サービス業
7 その他（　　）</td></tr>
<tr><td>資 本 金</td><td>（法人のみ）
円</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td>（主要取扱品目等具体的に）</td></tr>
<tr><td colspan="3">融資実行金額　　円</td><td>融資利率</td><td rowspan="2">％</td></tr>
<tr><td colspan="3">うち　借換金額　：　　円　　新規借入額：　　円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="4">年　　月　　日　～　　年　　月　　日（　　年　　カ月間）</td></tr>
<tr><td>うち
据置期間</td><td colspan="4">年　　月　　日　～　　年　　月　　日（　　年　　カ月間）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="4">年　　月　　日から　　毎月ごとに
ごとに　　円返済</td></tr>
<tr><td>担　　保</td><td colspan="2">有　・　無</td><td>信用保証</td><td>有（必須）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4">（資金の使途を具体的に記入して下さい。）</td></tr>
</table>

（注）１ 本店でとりまとめのうえ送付すること。
　　２ 標記の融資制度で該当するものを〇で囲むこと。

取扱支店名	